

税務情報

国家税務総局の 2015 年の税務調査計画より ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」より～

国家税務総局は 2015 年 3 月に開いた全国税務調査作業会議を受けて、2015 年の全国における税務調査計画を明らかにした。当該計画には、2015 年に特別調査の対象となる主な領域/業種、各地の税務機関が国家税務総局に報告をするスケジュール等が示されている。

調査項目

特別調査の対象項目は指令性と指導性の項目に分けられる(後者は、国家税務総局が調査の実施を推奨する領域/業種である)。これらの項目以外にも、各地の税務機関は実際の状況に基づき、その他の領域/業種を調査範囲に組み入れることができる。

指令性調査項目 - 各地の税務機関が必ず調査しなければならない項目である

- 輸出税還付(免除)企業
- 金取引企業
- 資本取引

指導性調査項目 - 各地の税務機関は以下の項目から選択し、調査を行うことができる

- 不動産および建築据付業
- 高所得者の個人所得税
- 営利性教育研修機関

その他の調査項目 - これらの項目は各地の税務機関が自主的に決定する。例えば、上海では以下の項目が 2015 年の税務調査範囲に含まれている。

- 電子商取引
- 石油製品販売企業
- 商品卸売および小売
- 自動車の修理とメンテナンス(4S 店)
- 重点税源(即ち、政府の税収に比較的大きな貢献をしていると考えられる企業)(第一弾の重点税源調査(100 社の企業を含む)は 2 月中旬にすでに開始され、第二弾の調査は下半期に開始される見込みである。)
- 金融業、不動産業、国有企業の高級管理者および弁護士等の個人所得税の調査

一部のその他の地域の税務機関も重点税源および大企業を今年の調査対象としているが、調査の具体的な内容や重点は各地で異なる。

スケジュール

全国での調査作業は3段階に分けて行われる。

- プランニング段階(3月)- 各地の税務機関は3月31日までに、調査計画を国家税務総局査察局に提出しなければならない。
- 実施段階(4~11月)- 各地の税務機関は6月30日までに、半年間の作業総括を国家税務総局査察局に提出しなければならない。
- 総括段階(11~12月)- 各地の税務機関は11月30日までに、年度総括を国家税務総局査察局に提出しなければならない。

コメント

ここ1~2年、企業が国外に支払うサービス費およびロイヤルティーに対する中国の税務機関の調査が厳しくなりつつあることから、このような対外支払項目は引き続き今年の税務調査においても重点事項の一つとされる可能性が高い。対外支払項目に関しては、以下のような点がよく問題となる。

- 国外に支払う金額は課税所得を計算する際に控除できるか否か。控除できる場合、いずれの年度において控除するか。
- 国内の支払者は企業所得税および間接税を源泉徴収する必要があるか否か。源泉徴収する必要がある場合、源泉徴収義務はいつ発生するか。
- 税額を源泉徴収していないか、あるいは源泉徴収額に不足がある場合、どのように延滞金および罰金の規定を適用するか。

アドバイス

調査項目の範囲に属する企業は調査の動向に注意を払わなければならない。また、自己調査を行うことによりリスクとなる点を把握し、当該リスクに関する予防措置を講じるとともに、必要なサポート文書を整えておくことを提案する。法規の規定が明確ではなく、争議が起こりやすい問題については、事前に専門家の意見を求めることも考えられる。

税務調査がすでに開始された企業は、積極的な態度をもって税務調査に協力し、税務機関からの質問に対しては、明確に矛盾のない形で回答する必要がある。調査の過程において、企業は特に、税務機関との間で意見の不一致が生じる可能性のある事項を適切に処理するように注意しなければならない。そのような事項については、調査の調書が作成される前に、できるだけ早く税務機関に適当な説明を行い、税務機関から企業の意見に対する理解および同意が得られるようにすることが望ましい。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited